

## 貨物用車両の取扱基準

取扱できる車両は下表のとおりとする。

区分	登録ナンバー	自動車の範囲（車両例）	摘要	
自動車	大型・普通・小型自動車	1, 10～19 100～199	貨物の運送の用に供する普通自動車 （トラック、ダンプトラック等）	
		2, 20～29 200～299	11人以上の人の運送の用に供する普通自動車 （バス、マイクロバス等）	
		3, 30～39 300～399	10人以下の人の運送の用に供する普通自動車	運送業、レンタカー業等の営業車両に限る。（注1）
		4, 40～49 400～499 6, 60～69 600～699	貨物の運送の用に供する小型自動車 （軽トラック、ライトバン等）	
		5, 50～59 500～599 7, 70～79 700～799	人の運送の用に供する小型自動車	運送業、レンタカー業等の営業車両に限る。（注1）
	8, 80～89 800～899	特殊の用途に供する （タンクローリー、冷凍車、散水車、霊柩車等）		
	大型特殊	9, 90～99 900～999	大型特殊自動車 （フォークリフト、除雪車等）	
		0, 00～09 000～099	大型特殊自動車のうちの建設機械 （ロードローラー、トラクタショベル、アスファルトフィニシャー等）	
	小型特殊自動車 （フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローダー等）			

（注1）営業車両とは自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第13条別表第三に掲げる自動車区分のうち、「自動車運送事業の用に供する自動車」（平仮名：あ、い、う、え、か、き、く、け、こ、を）及び「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省第75条）第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車」（平仮名：れ、わ）に該当するものをいう。

※原動機付き自転車及び自動二輪車は対象外である。